

# 平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府 省 庁 名 環境省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設	
要望内容 （概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 試験研究等を目的とする独立行政法人（国立環境研究所）への寄附を行う法人等を対象とした措置である。</li> <li>・ 特例措置の内容 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</li> </ul>	
〔関係条文〕	〔 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号 〕	
要望理由	<p>試験研究等を目的とする独立行政法人について、自己収入（寄附金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。</p> <p>また、研究開発力強化法で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が喫緊の課題となっている。</p>	
減収 見込額	（初年度） 316 （ - ） （平年度） 316 （ - ） （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税 特定公益増進法人制度 独立行政法人は特定公益増進法人に該当する。</li> <li>・ 融資、補助金その他 運営費交付金、補助金、委託費等の財政支出を受けている。</li> </ul>
	22 要 年 度 の 望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税 試験研究等独立行政法人への寄附金促進税制の創設</li> <li>・ 融資、補助金その他 運営費交付金、補助金、委託費等の財政支出を受けている。</li> </ul>
過去の 要望経緯	平成 20・21 年度税制改正において、「独立行政法人に対する寄附金に係る指定寄附金制度の創設」で内閣官房行政改革推進室から要望。 21 年度税制改正大綱で、検討事項として、「8 試験研究等を目的とする独立行政法人を指定寄附の対象とする措置については、その事業実態を見極めつつ、対象となる法人の範囲等について、平成 22 年度税制改正に向けて具体的に検討する。」とされた。	
本要望に 対応する 縮減案	無し	